

新型コロナウイルスに関する労働者の 休業に際しての注意事項について

新型コロナウイルスに関する労働者を休ませる場合に気をつける内容をまとめましたので、労務管理の際の参考にしてください。

Q : 新型コロナウイルスに関する労働者を休業させる場合、どのような点に気をつければよいでしょうか。
また、法律ではどのように定められていますか。



A : 休業期間中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、労働者が安心して休める体制を整えていただくようお願いします。

休業期間中の賃金支払の必要性の有無などは、諸事情を勘案して個別事案ごとに判断すべきですが、**労働基準法第26条**により、**使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、正規・非正規を問わず、休業させたすべての労働者に対して休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければなりません。**

また、労働基準法で定める休業手当の額は最低基準であり、労働者がより安心して休めるよう、就業規則等により各企業において、100分の60を超えて（例えば100分の100）休業手当を支払うことを定めていただくことが望ましいものです。

なお、これによって休業手当の支払を行った場合に、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。



不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。

ここでいう不可抗力とは、

- ① その原因が事業の外部より発生した事故であること
 - ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること
- という要素をいずれも満たす必要があります。



厚生労働省 北海道労働局・労働基準監督署

Q：アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者も、休業手当の支払の対象となりますか。

A：労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く方も含めて、労働基準法第26条に定める休業手当の支払が必要です。



Q：雇用調整助成金とはどのようなものでしょうか。

また、現在、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、特例措置が設けられていると聞きましたが、どのような特例があるのでしょうか

A：雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るために労働者に休業手当を支払う場合、その一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置では、助成率及び上限額の引き上げを行っており、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。

なお、学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も助成対象となり、その場合は緊急雇用安定助成金で助成されます。（申請先等は雇用調整助成金と同様です。）

詳しい制度の紹介、各種相談窓口について

- 雇用調整助成金について
(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

※ 厚生労働省ホームページ



- 新型コロナウイルス感染症各種労働相談の窓口について
(北海道労働局、労働基準監督署、公共職業安定所他)

※ 北海道労働局ホームページ



『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。



- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少了場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。なお、事業主負担はありません。

- ① 令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成*すれば、支援金・給付金の対象となります。

- * 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。
- ① 労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出来ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
 - ② 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。（事業主経由での申請も可能です。）

- 【必要書類】（1）支給申請書 （2）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※）
（3）本人確認書類（免許証の写しなど）（4）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
（5）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）

※支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、労働者から申請いただくことが可能です。

- オンライン申請される場合、下記厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、下記あて先に郵送してください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

対象期間および申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
令和3年1月から緊急事態宣言が 全国で解除された月の翌月末までの期間 ※現行の緊急事態宣言を前提とすると4月末まで	対象期間の末日の属する月の3ヶ月後の末日 ※対象期間が4月末までの場合は、7月末

※ 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。（例：1月の休業であれば2月1日から申請可能）

※ 休業した期間が令和2年4～9月であっても以下の場合であれば申請を受け付けます。

- ・10/30に公表したリーフレットの対象となる方（※）
→令和3年3月31日（水）までに対象となる旨の説明書を添付して申請いただければ、本制度を知った時期にかかわらず受け付けます。
- ・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
→支給（不支給）決定が行われた日から1ヶ月以内に申請いただければ受け付けます。

(※)・いわゆるシフト制、日々雇用、登録型派遣で働かれている方
・ショッピングセンターの休館に起因するような外的な事業運営環境の変化に起因する休業の場合
・上記以外の方で労働条件通知書等により所定労働日が明確（「週○日勤務」など）であり、かつ、労働者の都合による休業ではないにもかかわらず、労使で休業の事実について認識が一致しない場合

お問い合わせ

■休業支援金の詳細な申請方法等についてのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

その他、休業支援金に関するQ&Aや、申請書等は厚生労働省HP特設サイト
(下記URL)に掲載しています（「休業支援金」等で検索ください）。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



■総合労働相談コーナーのご案内

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、休業手当の未払い、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

**『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』
～大企業の一部の非正規雇用労働者も対象となります～**

I 支給対象となる大企業の労働者

大企業に雇用されるシフト労働者等（※）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

★申請に必要な「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合でも、**以下のケースは、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。**なお、支給要件確認書の記載は労働基準法第26条の休業手当の支払い義務の有無を判断するものではありません。

- ① **申請対象月のシフト表が出てる等により、当該月の勤務予定が定まっていた場合**であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより「6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務」がある事実（※）が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

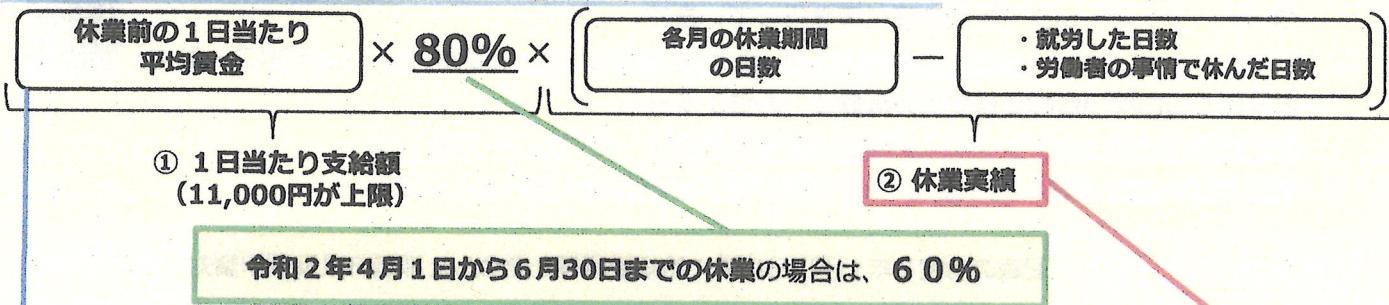
（※）下記Ⅱ（1）の期間について申請する際に、休業開始月の直近6か月では上記を確認できない場合でも、令和2年3月以前の6か月に月4日以上の勤務が確認できれば、これに該当します。

II 対象となる休業の期間と申請期限

休業した期間	申請期限
(1) 令和3年1月8日以降の休業（※）	令和3年7月31日（土）
(2) 令和2年4月1日から6月30日までの休業	

（※）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。各都道府県の時短要請等発令状況は裏面の（別表）をご覧ください。

III 支給額の計算方法



- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

計算方法

（申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額）÷90

* 令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期）以降の休業について申請する場合は、令和元年10月から申請対象となる休業開始月の前月までのうち任意の3ヶ月の賃金の合計額を90で割って計算します。

- （例1）令和2年4月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年3月 から任意の3ヶ月
 （例2）令和3年1月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年12月 から任意の3ヶ月

IV 申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。（事業主経由での申請も可能です。）

- 【必要書類】 (1) 支給申請書 (2) 支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※1）
(3) 本人確認書類（免許証の写しなど） (4) 振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
(5) 休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
(6) （初回申請の場合）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の説明書及びその内容が確認できる書類（労働契約書など。ない場合はその旨申し出てください。）

※ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、申請いただくことが可能です。

なお、支給要件確認書で休業の事実が確認できず、休業前6か月間の勤務実績を裏面Ⅰ中★のケースに該当する方は、休業前6ヶ月の勤務実態が確認できる給与明細等の該当を証明出来る書類を添付してください。

- オンライン申請される場合、下記厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
- 郵送申請される場合、下記あて先にしてください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

V お問い合わせ

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード①)



■ 総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> (右記QRコード②)



■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

(別表) II (1) (※)に記載の令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県及び申請対象期間の始期

都道府県	対象期間の始期
北海道	令和2年11月7日
宮城県	令和2年12月28日
福島県	令和2年12月28日
茨城県	令和2年11月30日
群馬県	令和2年12月15日
埼玉県	令和2年12月4日
千葉県	令和2年12月2日

都道府県	対象期間の始期
東京都	令和2年11月28日
神奈川県	令和2年12月7日
長野県	令和2年12月17日
岐阜県	令和2年12月18日
静岡県	令和2年12月23日
愛知県	令和2年11月29日

都道府県	対象期間の始期
京都府	令和2年12月21日
大阪府	令和2年11月27日
広島県	令和2年12月17日
高知県	令和2年12月16日
熊本県	令和2年12月30日
沖縄県	令和2年12月17日

※ 厚生労働省において、都道府県のHP等で時短要請等の取組を確認の上で、一覧化したもの

※ 記載のない県は令和3年1月8日より前に要請が行われていないため、対象期間は、令和2年4月1日から6月30日の期間を除き、令和3年1月8日以降。